

これならわかる iDeCo (イデコ) 第 6 回

2017 年 2 月 22 日

全 3 頁

DC のポータビリティとは

就労形態によらず誰もが DC を利用できるが、注意点の理解も重要。

金融調査部 研究員 佐川 あぐり

DC (確定拠出年金) のメリットの 1 つに、ポータビリティがあります。この仕組みにより、誰もが就労形態によらず、DC で積み立てた資産をそのまま利用することができるようになっていきます。例えば就職や転職を契機に iDeCo から企業型 DC へ資産を移換する、ということが可能なのです。しかし、ポータビリティを利用するには注意すべき点もあります。今回はポータビリティのイメージを具体的な例で確認し、その注意点についても解説します。

ポータビリティ (portability) とは、「持ち運びできること、携帯できること」を表す英単語です。固定電話や携帯電話の加入者が別の事業者と契約を切り替えても、電話番号は変更しないまま継続して利用できる仕組みを、番号ポータビリティといいます。それを知っている人は多いでしょう。実は、DC (確定拠出年金) でもポータビリティの仕組みにより、例えば就職や転職を契機に iDeCo から企業型 DC へ資産を移換する、ということが可能なのです。現在の働き方は、従来のように 1 つの会社で定年まで働き続けるというスタイルから、転職等によって複数の会社で働く、退職後に再就職する、フリーランスとして働く、など多様化しています。こうした社会の変化に対応できるようにポータビリティがあることも、iDeCo のメリットの 1 つです。

DC のポータビリティ (企業型 DC ⇔ iDeCo)

離職しても、iDeCo もしくは企業型 DC で積み立てた資産や加入等に関する記録は、持ち運ぶことができます。ポータビリティのイメージを、具体的な例で確認しましょう。

(例 1) 企業型 DC に加入する A 男さん、退職しフリーランスとなる。

A 男さんは、勤務する会社で企業型 DC に加入していますが、退職しフリーランスとして働くことになりました。この場合、企業型 DC の資産は iDeCo へ移換することになります。

(例 2) iDeCo に加入する B 子さん、勤務先が新たに企業型 DC を導入。

B さんは、勤務先の会社に企業年金がないため、任意で iDeCo に加入していますが、勤務先

で新たに企業型 DC を導入することになりました。この場合は、iDeCo の資産を勤務先の企業型 DC に移換することになります。

（例 3）企業型 DC に加入する C 彦さん、D 社から E 社へ転職。

C 彦さんは、D 社の従業員で企業型 DC に加入していますが、E 社へ転職することになりました。この時、E 社で企業型 DC がある場合には、D 社の企業型 DC から E 社の企業型 DC へ、E 社に企業型 DC がない場合には、D 社の企業型 DC から iDeCo へ資産を移換することになります。

（例 4）企業型 DC に加入する F 郎さん、退職し公務員となる。

F 郎さんは、勤務する会社で企業型 DC に加入していますが、退職し公務員として働くことになりました。この場合は、企業型 DC の資産は iDeCo へ移換することになります。

（例 5）企業型 DC に加入する G 子さん、退職し専業主婦となる。

G さんは、勤務する会社で企業型 DC に加入していますが、退職し専業主婦となることになりました。この場合は、企業型 DC の資産は iDeCo へ移換することになります。

このように、ポータビリティの仕組みによって、誰もが就労形態によらず DC で積み立てた資産を持ち運ぶことができるようになっていきます。そして、iDeCo の加入対象者が拡大したことで、その仕組みはさらに充実したものになりました。

例えば、これまで公務員は個人型 DC に加入できませんでした。そのため（例 4）の場合、企業型 DC の資産を個人型 DC に移換することはできませんでしたが、「加入者」ではなく「運用指図者」として、掛金を拠出せずこれまで積み立てた資産の運用指図だけを行うというケースが多くありました。運用指図者の場合、掛金を拠出できないため、掛金の所得控除という税制優遇が受けられません。さらに、運用中にかかる手数料は変わらず発生しますので、運用結果によっては資産が手数料分だけ目減りするということもありました。つまり、個人型 DC の加入対象が限定的だったために、ポータビリティの仕組みがうまく活かされないケースがあったのです。加入対象者が拡大された今、誰もが DC を利用し、継続して老後の資産づくりができる環境が整ったといえます。

ポータビリティを利用する際の注意点

一方で、注意すべき点もあります。第 1 に、積み立てた資産は一旦売却し現金化してから移換しなくてはならないため、現金化に伴うコスト等が発生する場合があります。

また、企業型 DC と iDeCo は、それぞれ特徴が異なる点についても注意が必要です。

企業型 DC は企業年金の 1 つとして会社が用意する制度で、その会社に勤める従業員が加入者となります。原則として会社が掛金を拠出し（加入者が拠出できる場合もあります）マッ

グ拠出>)、多くの場合、各種手数料も会社が負担します。加入者は、会社が決めた運営管理機関が提示する金融商品の中から運用する商品を選択し、掛金の配分等を決めます。企業型 DC は、決められた制度に加入者が加入するというイメージです。

一方、iDeCo は個人が任意で加入する制度で、加入者自身が選んだ金融機関で加入手続きを行い、自分で掛金の金額を決めて拠出します。各種手数料についても自己負担となります。企業型 DC と比べて、iDeCo は、金融機関選びから拠出金額の決定、運用指図の内容まで、加入者が自身の判断で選択しなくてはならない事項が多くあります。つまり、企業型 DC から iDeCo の加入者となる際には、自分で判断すべき事項について確認しておく必要があります。また、iDeCo では加入者のタイプによって拠出限度額が異なることも覚えておきましょう（第2回を参照¹）。

以上

¹ 大和総研 なるほど金融 これならわかる iDeCo（イデコ） 第2回 「iDeCo（イデコ）のしくみ（1）」
2017年1月25日（佐川 あぐり）。
(http://www.dir.co.jp/research/report/finance/ideco/20170125_011624.html)